



「平泉の文化遺産」普及啓発事業 企画コンペ実施要領

1 趣旨

平泉文化に対する理解を深め、「平泉の文化遺産」を再認識し、世界遺産登録に向けた気運の醸成を図るとともに、「平泉の文化遺産」を将来にわたり守り伝えるための保存管理の重要性を広く周知するものである。

2 業務内容

- (1) 業務件名及び数量 『「平泉の文化遺産」普及啓発事業』一式
- (2) 業務の仕様等 「平泉の文化遺産」シンポジウム
仙台市及び盛岡市において、「平泉の文化遺産」の価値評価・保存管理等の理解を促進するためのシンポジウムを開催する。
「平泉の文化遺産」登録推進キャンペーン
仙台圏において夏休み期間を利用し、仙台市民及び周辺住民、観光客等に対して「平泉の文化遺産」を広く周知する。
イコモスの現地調査対応
調査員の国内交通費、宿泊施設等の手配、レセプション運営、通訳等を行う。
詳細は、別添企画コンペ仕様書のとおり。
- (3) 履行期間 契約の日から平成20年3月19日まで
- (4) 委託予定額 11,937千円以内(税込み)

3 委託業者選定方針

次の要件を満たす業者に業務を委託する。

- (1) 仕様書に定める企画内容を満たす普及啓発事業の実施が可能な業者であること。
- (2) 業務執行体制が万全であり、期日を遵守し履行可能な能力を有する業者であること。
- (3) 「平泉の文化遺産」の評価や保存管理の重要性を理解し、かつ、分かりやすく情報発信することができる業者であること。

4 委託業者選定方法

- (1) 上記3に合致する業者を選定するため、企画コンペ(提案競技)を実施し、各業者の能力等を把握するものとする。
- (2) 企画コンペにより業務執行の能力等を最も有すると判断された業者を委託予定業者として選定するものとする。
(注)
- (注) 企画コンペにより選定された委託予定業者は、その後見積書を提出し、予定価格の範囲内において随意契約を締結する。

5 企画コンペ参加対象業者

次の条件のいずれにも該当するもの。

- (1) 県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する業者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

6 企画コンペ手続等に関する事項

- (1) 担当課
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県教育委員会生涯学習文化課
電話 019-629-6177 FAX 019-629-6179 メール DB0005@pref.iwate.jp



(2) 企画コンペ説明会

開催日時 平成19年3月2日(金) 午後2時から

開催場所 岩手県庁 12階 特別会議室

(3) 企画コンペへの参加申込み

参加を希望する業者は、別紙様式1「企画コンペ参加表明書」を平成19年3月9日(金)午後5時までに持参又は郵送により担当課まで提出すること。

(4) 企画コンペ提案書の提出

企画コンペ参加者は、「企画コンペ提案書(様式任意)」を平成19年3月28日(水)午後5時までに持参又は郵送により担当課まで7部提出すること。

企画コンペ参加者1者につき1提案とし、提案する企画に係る費用の総額は委託予定額を超えないものとする。

一度提出したコンペ提案書は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。

7 企画コンペ実施方法等

(1) 実施日時等

平成19年3月29日(木)午前10:00から 岩手県庁 10階 10-I会議室

プレゼンテーションの順番については、原則として企画コンペ提案書の受付順とする。

また、企画コンペ参加数の状況によっては、開始時間を変更することがある。

(2) 実施方法

企画コンペ参加者は、あらかじめ提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行う。

なお、プレゼンテーションの時間は、1者当たり30分(説明20分、質疑応答10分)以内とする。

庁内職員による審査により総合的に評価し、委託候補者を決定する。

企画コンペの結果については、各コンペ参加者に郵送により書面で通知する。

8 その他

(1) 提出書類の取扱い

コンペ参加者が県に提出した書類に含まれる著作物の著作権は、コンペ参加者に帰属する。

提出書類は返却しない。

提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則としてコンペ参加者が負う。

(2) コンペ参加者が本件企画コンペに要した費用については、全てコンペ参加者が負担するものとする。

(3) ビデオプロジェクター等のプレゼンテーションで使用する物品のセッティングを希望する場合は、事前に連絡すること。

【スケジュール】

企画コンペ説明会	3月2日(金)午後2時~
「企画コンペ参加表明書」提出期限	3月9日(金)午後5時
「企画提案書」提出期限	3月28日(水)午後5時
企画コンペ実施(プレゼンテーション)	3月29日(木)午前10時~
委託予定業者決定通知	3月下旬
委託予定業者見積書提出	4月上旬
委託予定業者と随意契約締結	4月上旬

【参考法令】

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）〔抜粋〕

（一般競争入札の参加者の資格）

- 第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- 2 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があつた後二年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 四 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
 - 六 前各号の一に該当する事実があつた後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者